

令和元年八月一日提出  
質問第四号

国会内はじめ職場や学校における障害児者の介護に関する質問主意書

提出者 初鹿 明博

国会内はじめ職場や学校における障害児者の介護に関する質問主意書

本年七月に行われた参議院議員選挙において、ALS（筋萎縮性側索硬化症）患者の船後靖彦氏と、重度障がい者の木村英子氏が初当選しました。

お二人の当選を受けて、議場のバリアフリー化が図られるなどの整備が行われていますが、現行の障害者福祉制度においては、職場で障害福祉サービスを受けることが認められていないことが課題となつています。

根本厚生労働大臣は七月二十九日の閣議後の記者会見において「障害者の方々がより働きやすい社会を目指す上で、働く際に必要になる介助は重要な課題と受け止めております。どのような対応が考えられるのか、様々な観点から検討していかなければならないと考えております。」と、制度の見直しを検討するとも取れる発言をしました。

国会議員に限らず、重度障がい者が就学や就労するに当たって、学校や職場での介助の負担を誰が行うかは大きな課題です。

特に医療的ケアが必要な者が学校に通ったり、就労したりする上で、介助者を学校や事業所の責任で用意

することが困難であるため、親の同行や自費で介助者を用意することを求められ、それが出来ず就学や就労を断念せざるを得ない者が多数存在します。

また、ALS患者のように、全身が動かさず目の動きでコミュニケーションを取る場合は、その方法に慣れた日常的に介助をしている介助者が職場等でも引き続き介助を行うことが望ましいと考えます。

以下、政府の見解を伺います。

一 今回当選したお二人の国会内での介助については、公費で負担をする重度訪問介護サービスではなく、参議院事務局が費用負担する事になりましたが、国会議員のみならず全ての働く重度障がい者が通勤時や就労中に、重度訪問介護を含む障害福祉サービスを利用出来るよう制度の見直しをすべきと考えますが、政府の見解を伺います。

二 今回、当選したお二人のみ、特例で国会議員としての活動中も障害福祉サービスを利用できるようにするようなことはすべきではないと考えますが、政府の見解を伺います。

三 現在、通勤時や就労中、通学時や学校において、障害福祉サービスを利用出来ないとしている理由はいかなるものか、明らかにするよう願います。

四 また、障害福祉サービスを利用出来ないことにより、就学や就労の道が閉ざされてしまっているという認識はありますか。このような現状について実態調査を行う必要があると考えますが、政府の見解を伺います。

五 医療的ケアが必要な児童生徒が、親が同行することなく普通学級に通学出来るようにするために、訪問看護を学校においても利用出来るようにすべきだと考えますが、政府の見解を伺います。

右質問する。